

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置要綱

令和7年3月25日
総合教育政策局長決定

1. 趣 旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 実施内容

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. 実施方法

別紙のアドバイザーにより、上記2. に掲げる業務を行うものとする。

4. 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5. アドバイザー派遣の流れ

別に定める。

6. その他

- (1) 別紙のアドバイザーは、本要綱に基づき、別途文部科学省から委嘱を行う。
- (2) アドバイザーの派遣を受け入れた地方公共団体等は、派遣終了後2週間以内に派遣結果の報告を文部科学省に行うとともに、派遣効果の普及のために、積極的に報道機関への周知や、各種会議での報告等を行うことに努めることとする。
- (3) 派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、派遣先の地方公共団体等からの報告に基づき、文部科学省から支出する。
- (4) 本件に係る手続等の庶務については、文部科学省総合教育政策局国際教育課が行う。
- (5) 外国人児童生徒等教育アドバイザーは、業務上知り得た一切の秘密について、当該アドバイザーの委嘱終了後を含め、これを何人に対しても漏らしてはならない。

外国人児童生徒等教育アドバイザー

和泉元 千春	奈良教育大学教育連携講座教授
市川 昭彦	群馬県大泉町立北小学校教諭
市瀬 智紀	宮城教育大学教育学部教授
今澤 悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
内海 由美子	山形大学学士課程基盤教育院教授
榎井 縁	大阪大学人間科学研究科招聘教授 藍野大学医療保健学部 教授
海老原 周子	一般社団法人 kuriya 代表理事
大菅 佐妃子	京都市教育委員会指導部学校指導課副主任指導主事
川口 直巳	愛知教育大学学校教員養成課程義務教育専攻日本語支援専修 准教授
小島 祥美	東京外国語大学多言語多文化共生センター長准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部日本語日本文学研究講座教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院人文学研究科日本学専攻准教授
佐藤 郡衛	国際交流基金日本語国際センター所長 東京学芸大学名誉教授
渋谷 恵	明治学院大学心理学部教育発達学科教授
高橋 清樹	認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長 神奈川県央地域若者サポートステーション総括コーディネー ター代行
武 一美	認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ理事長
竹山 哲司	東京都立六郷工科高等学校多文化共生推進部主任
築樋 博子	元豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
土屋 隆史	神奈川県横浜市立横浜吉田中学校副校長
角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭 日本語指導担当教員
中川 祐治	大正大学文学部日本文学科教授
滑川 恵理子	京都女子大学文学部外国語準学科准教授
西村 綾子	福岡県福岡市立千早小学校校長
花島 健司	東京都港区立麻布小学校主任教諭
浜田 麻里	京都教育大学国文学科教授
林 宣之	十文字学園女子大学教育人文学部児童教育学科教授
原 瑞穂	東京学芸大学教育学部准教授
福山 祐子	島根県出雲市立中部小学校教諭
松尾 知明	法政大学キャリアデザイン学部教授
南浦 涼介	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授
村松 好子	梅花女子大学心理こども学部こども教育学科教授
山崎 一人	大阪府教育委員会指導部人権・国際理解教育グループ

		プレクラスコーディネイター
横溝	亮	横浜市教育委員会事務局学校教育企画部小中学校企画課 指導主事
吉谷	武志	中村学園大学特任教授
吉田	美穂	弘前大学大学院教育学研究科教授

(五十音順・敬称略・役職は令和7年3月時点)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣運用細則

外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣に当たっては、外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボード設置要綱（令和7年3月25日総合教育政策局長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施するものとする。

1. 想定される活動内容

派遣される活動内容について、以下のようなものが想定される。（なお、あくまで一例であり、実際の派遣時の活動内容については、要請する地方公共団体及び大学等（以下「申請者」とする。）の相談内容に応じて、文部科学省、外国人児童生徒等教育アドバイザー及び申請者との間で調整の上で実施することとなるため、その調整の結果、以下の活動例以外の活動が行われるのを妨げるものではない。）

【想定される活動例】

- ・ 地方公共団体における外国人児童生徒等教育推進方策に係る指導助言
- ・ 大学における外国人児童生徒等教育を担う教員養成に係る指導助言
- ・ 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修等の講師
- ・ 学校における「特別の教育課程」の編成・実施に対する指導助言 等

※ その他、文部科学省職員とともに、事例収集等のために現地の視察や事業関係者等との意見交換に出向くこともありうる。

※ なお、申請者の主催により開催する行政関係者・事業関係者・市民向けの講演会等における講師や助言者としての対応のみとなる依頼については、派遣を行わない。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの委嘱について

外国人児童生徒等教育アドバイザーの委嘱に当たっては、候補者と事前に調整し内諾を得た上で、委嘱依頼状を送付し、承諾を得る。

また、その際に、文部科学省 HP に掲載し、関係各所へ周知するために、候補者にプロフィール（様式4）を作成いただくこととする。

3. 派遣の流れ

外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣の流れについては、以下のとおりとする（別図を併せて参照）。

- ① 申請者は、様式1のとおり申請書を添付の上、文部科学省へ提出する。（地域の団

体等が派遣を希望する場合は、地方公共団体及び大学等の担当部署等に派遣を希望する内容を相談の上、地方公共団体及び大学等を通じて申請する。)

② 申請を受けた文部科学省は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、外国人児童生徒等教育アドバイザー及び申請者と日程の調整等を行った上で、派遣するアドバイザーを決定し、様式2のとおり申請者に対し、書面にて通知する。

なお、アドバイザーの派遣は、原則として、年間を通じて1申請者に対し1回とする。また、申請が多数に上った場合は、申請者に対する過去のアドバイザー派遣実績や、申請者の外国人児童生徒等に関する研修等実施状況、本派遣による波及効果等を勘案し、派遣先を決定することとする。

③ 通知を受けた申請者は、派遣が決定した外国人児童生徒等教育アドバイザーと細部について調整を行い、受入れ態勢を整える。

④ 外国人児童生徒等教育アドバイザーは、申請者との打合せに基づき、現地へ出向き活動を行う。なお、申請者から、ミーティングアプリ等を用いた指導助言を希望された場合は、外国人児童生徒等教育アドバイザーの勤務先・自宅等において対応を行う。

⑤ 外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣実施後2週間以内に、申請者は派遣結果報告書(様式3)を作成し、文部科学省へ提出する。報告書の提出を受けた文部科学省はその報告に基づき、文部科学省の所定の基準に沿って諸謝金・旅費を外国人児童生徒等教育アドバイザーに支給する。また、申請者が提出した報告書は文部科学省ホームページにおいて公開する。なお、公開前には文部科学省は派遣した外国人児童生徒等教育アドバイザーに内容の確認を依頼し、必要がある場合には申請者に報告書の修正を指示する。

⑥ 文部科学省は、外国人児童生徒等教育アドバイザー及び申請者からの報告をまとめ、必要に応じて全国へ情報を提供するとともに、年度終了後は、成果を検証し今後の施策に反映する。

4. 派遣制度の周知について

文部科学省は、本制度が地方において十分に活用されるよう、その周知に努める。

具体的には、都道府県・政令指定都市教育委員会に制度の周知と活用、手続に関する協力の依頼をするとともに、文部科学省ホームページに外国人児童生徒等教育アドバイザーのプロフィール(氏名、職名、略歴、対応可能な助言内容等)(様式4)を掲載する。

また、必要に応じて、各地域に下部組織を持つ全国団体等に対し、個別に協力の依頼等を行う。

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ・手続

